

# 敦賀市体験観光メニュー開発等支援事業補助金 概要

## 目的

観光で訪れる旅行者のニーズが「モノ消費」から「コト消費」へと移っている中で、北陸新幹線敦賀開業に向けた受け皿づくりを推進するため、本市の魅力ある地域資源の掘り起こしや磨き上げを促進し、意欲ある事業者を支援することにより、旅行者の満足度向上や地域の稼ぐ力の創出を図ります。

## 補助対象者

市内に活動拠点を有する法人、団体(法人格の有無は問わない)、個人事業主とする。以下に該当する場合は不可

- ※政治活動、宗教活動を行うことを目的とするとき
- ※暴力団員等であるとき
- ※市税に滞納があるとき
- ※同一目的の補助事業を活用しているとき

## 体験観光メニューの定義

本市の魅力ある地域資源を活用し、体験プログラムをはじめとする取り組みを通じて、旅行者が本市の魅力を感じられる観光の形態。

## 補助対象事業

補助事業実施前年度の1年間に3日以上観光客に有料で提供したことがない体験観光メニューとする。単なるイベント実施や情報発信のみを対象とした事業は除く。次のような事業を対象とする。

- ※体験観光メニューの新規開発、既存の体験観光メニューの改良
- ※開発、改良した体験観光メニューの宣伝ツールの作成
- ※体験観光メニューを開発や販売するための知識や技能を修得するための研修やセミナーの参加及び専門家の招へい

## 経過報告

補助対象者は、事業完了日年度の翌年度から起算して3年間、経過報告書を毎年度末までに提出しなければならない。

※実施日数、体験者数、売上

## 補助上限額

上限20万円まで(補助対象経費の1/2以内)

## 補助対象経費

	経費区分	内容
補助対象経費	報償費	外部講師の招へい又は外部協力者に係る謝礼金
	旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の研修やセミナーに関する交通費及び宿泊費
	消耗品費	消耗品、原材料、燃料の購入経費
	印刷製本費	チラシやパンフレットのデザイン及び印刷にかかる経費
	通信運搬費	郵便料、送料等
	広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告に要する経費
	使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料等
	委託料	事業実施に必要な外部委託に要する経費 (デザイン制作、ホームページ制作、敷地内の案内板や展示解説等の導入等)
	備品購入費	機械、器具及び備品の購入経費 (体験メニューの開発又は提供のために必要不可欠な備品とし、経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外)
	負担金	資格取得や知識技能修得のための研修、セミナーの参加費

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。